

中国の「国恥記念日」に関する一考察

山本 忠士

A Study of China's "Memorial Day of Dishonor"

YAMAMOTO Tadashi

Before World War II, there were eight "Memorial Days of Dishonor" in China. The most important and influential of these memorial days for Chinese people is "59 Memorial Day of Dishonor". It was on this day in 1915 that the Japanese government issued its "Twenty-one Demands to the Chinese government". This essay verifies the details in documents about the "59 Memorial Day of Dishonor" and the Twenty-one-Demands from Chinese and Japanese history.

はじめに

中国において、大隈内閣の「21ヶ条要求」(1915年)が、屈辱的、国恥的なこととして、その後の日中関係に大きな影響を与え、中国の民族主義の覚醒を促したことはよく知られている。また、それを契機として抗日、日貨排斥が激しくなり、「21ヶ条」の要求を受諾した1915年5月9日が、「国恥記念日」とされたことも歴史の事実として、今も記憶されている。

「21ヶ条の要求」は、近代国家として「強兵」に成功した日本の、中国への権益拡大要求であり、これに対して中国が「国恥記念日」という強烈なカウンターパンチを日本に打ち込んだ、ということである。誇り高い中華民族が、あえて「国恥」の名を記念日に付けたことに、当時の中国の強烈な危機意識が、表われている。

しかしながら、「国恥記念日」については、教科書も「中国人は、この要求を受け入れた5月9日を国恥記念日と定めた」とある程度で、それが何時、どのように決められたのか。今も記念日としてあるのか。もし、ないとしたら何時なくなったのかなどについては、限られて紙数の中であり、殆ど言及されていない。また、教科書からは、「国恥記念日」は一つだけのようにも感じられる。

試みにインターネットで「Yahoo Japan!」の歴史項目から「国恥記念日」を検索すると、69項目が検出され、しかもその殆んどは、1915年の「2

1ヶ条要求」との関連で「国恥記念日」が紹介されている。つまり、中国の「国恥記念日」は、教科書同様に日本の「21ヶ条要求」に関わるものが唯一のもの、という認識である。

本稿では、近代中国史の中で光彩を放った「国恥記念日」に焦点を当て、その歴史を追いながら、日中関係に及ぼした影響について考察する。

1. 中国の「国恥」認識 八つの「国恥記念日」

近代中国史で「国恥」に言及した書籍には、3つの系統が認められる。第1は、近代中国の歴史を屈辱的な歴史として捉え「国恥史」という観点から纏められた書。第2に近代中国の歴史を列強の中国侵略に対する民族の戦いという「革命史」的な視点で書かれた書籍。第3に、日本で「排日教科書」といわれた学校教科書(国恥教材)である。

第1の「国恥史」の系統には、民国26年(1937)に出版された 蔣恭晟の『国恥史』(上海中華書局)がある。この本では、28項目の「国恥」事例を挙げている。このうち10項目が日本に起因するものであり、いかに日本が中国人の心を傷付けてきたかを、如実にしめしている。この他、対象となった国は、イギリス、フランス、ロシア、アメリカがあげられている。目次を見るだけで、近代中国と列強の関係、中国が何を「国恥」と感じたか、が一目瞭然に理解できる。具体的に、その項目を眺めてみると、次のようになっている。

<目次> (1)緒論、(2)外人侵迫の由来、(3)アヘン戦争、(4)英仏連合軍の禍とその影響、(5)大平天国の乱と中国の国恥、(6)中日正式通商の開始と琉球の喪失、(7)ロシア人の伊里占拠と我が国交渉の失敗、(8)中仏戦争とベトナムの喪失、(9)マカリ 事件とビルマ、タイの喪失、(10)日清戦争と馬関条約、(11)中露密約と中国の門戸開放、(12)義和団の乱と北京陥落、(13)日露戦争と朝鮮の滅亡、(14)日本の南満州侵略、(15)ロシアの北満州侵略、(16)イギリスのチベット、雲南侵略とマカオ交渉、(17)ロシアの蒙古侵略、(18)日本の膠州占拠と21ヶ条要求、(19)日中軍事協定と日本の経済侵略政策、(20)パリ和平会議での山東問題失敗、(21)ワシントン会議での山東問題失敗、(22)フランスの天津侵略、(23)日本の山東出兵と交渉、(24)日本の中国での殺戮と反抗、(25)イギリス人の殺戮事件、(26)最近の中ソ交渉と我が国の失敗、(27)日本の東三省侵略と最近の状況、(28)フランスの中国侵略と金フラン案、(29)中英の威海衛交渉と日本の新侵略、(30)アメリカの中国侵略と現在の態度悪化、(31)領事裁判権の撤廃、(32)不平等条約の束縛する中国の近況、である。

この本では、記載された全てが国恥であるとし、国恥史とは即ち「外国人と中国人の戦争史である」と定義づけている。

なお、上記資料以外にも謝本書『護国運動史』(貴州人民出版社、1959)、湯梁心『国恥史要』(文海出版、民国55年(1966))、劉珍『国恥史綱』(正中書局、民国63年(1974))、沈雲龍『国恥痛史』(文海出版)、再版)などが出版されている。

第2の「革命記念日」の系統は、外国の中国侵略史という視点で書かれており「国恥史」の史実と重複している。「国恥」事項の記述を含みながら、一歩進んで「国恥」意識を中国自身の内発的、主体的な「革命」運動に結び付けている点にその特徴がある。

例えば、中央製定「革命記念日」(民智書局(上海)、民国18年(1929)4版)は、国民党政府中央が民国18年7月に定めたもので、公式の「革命記念日」関係の記念日に取りまとめられている。この時期になると、国民の止むにやまれぬ自発的な動きとしてスタートした抗日愛国運動が、国民党の政治運動として組織化され、幅広い国民運動として統一されてきて

いることが分かる。この本に記載された「国恥記念日」には、次の六記念日がある。

5月3日：済南惨案国恥記念日、5月9日：21ヶ条国恥記念日、5月30日：上海惨案国恥記念日、6月23日：沙基惨案国恥記念日、8月29日：南京和約国恥記念日、9月7日：辛丑條約国恥記念日、である。

記念日の開催方法についても、「略史」、「儀式」、「宣伝要点」が具体的に指示され、これらの3点をしっかりと国民に指導することが定められている。例えば、5月9日の「21ヶ条国恥記念日」の場合、次のようになっている。

史略：民国3年冬の欧州戦争時、袁世凱は帝政を考え、日本は出兵し青島を占拠、済南に迫った。翌年1月18日日本は、北京政府に対して「21ヶ条」の要求をし、その中には南満州、東蒙古、山東、福建の巨大な権利を要求し、民国4年(1915)5月7日、我国に対して最後通牒を發し、売国で人民を踏みにじる北京政府、時の袁世凱は、帝政に目がくらんで屈服し、9日に調印した。しかし、国民は永遠に否認することを誓った。

儀式：各地の高級党幹部は、各機関、各学校、各民衆団体代表を集め、大会を開く。全国で半旗を掲げる。休暇とはしない。

宣伝要点：1、不平等条約の全文を講述する
2、21ヶ条全文の講述する
3、袁世凱の売国の真相を講話する
4、国民党の対外政策綱領並びに其の意義を簡明に解説する

こうした革命記念日関係の著作には、『紀念節日手冊』(独立出版社(上海)、中華民國37年(1948))や肅甘編著『紀念節日史略』(中国児童書店、1951年)等がある。

第3の「排日教科書」(国恥教材)の系統は、その名称に示されているように日本側がまとめた資料によって、当時の中国での学校教育の一部を窺い知ることができる。「国恥教育」が取り入れられた経緯について、後に国立教育研究所所長になった平塚益徳は、中華民國第1次全国教育會議(1928年5月)で、次のような、方針が定められたことを報告して

いる。(1)

1. 国恥教材を十分に教科書中に編入すること。
2. 学校は機会ある毎に国恥事実を教育し、中国第一の仇敵は、何国なるかを知らしめ、これを反復熟知せしめること。
3. 国恥図書を設備し、学生をして機会ある毎に之を見せしめ、注意を喚起せしむること。
4. 第一仇国を妥当する方法を教師、学生共同して研究すること。

第3項にある「中国第1の仇敵」が、日本を指すことは、いうまでもない。

当時の中国の小学校、中学校の教科書について調査した財団法人東亜経済調査局編訳『支那国定排日読本』(昭和6年(1931)8月刊)の序文によると、「中国における排日運動が、当初の感情的、無頼的雷同より、暫時理知的、組織的運動となり、国家的背景をさえ有するに至りし事は、吾人の深甚なる注意を要する所」とし、この当時の中国対日政策の根幹を成すものが「排日」であると指摘している。また、政府当局は、排日思想の普及に手段を選ばず、努力しつつあると述べ、具体的に国定教科書に排日記事が羅列されており、これが「純真なる児童に排日の「毒酒」を盛りつつある行為である」と日本側としての危機感を募らせている。

この本の内容は、全体が5部構成で、第1部が日支関係総説、第2部が歴史的事件、第3部が政治、第4部が経済、第5部が社会となっている。特に「21ヶ条及び山東問題」は、17項目から構成されており、25頁が割かれている。内容的には、山東問題、21ヶ条と五卅事件、不平等条約、世界村の華氏、五九の国恥、5月9日は一の「国恥記念日」である、国恥歌、五月九日の国恥記念、国恥記念畫、五七と五九、5月9日の日記、南満洲から来た手紙、巴里会議とワシントン会議、五四運動、五四学生運動、沿海旅行、不完全な我国の領土、といった記述で、それが翻訳紹介されている。

全般的には、子供の感性に訴える内容が多く、こうした「国恥教育」が、学校教育の中に入ったこと

によって、中国の日本認識に大きな影響を与えたと考えられる。今日でも、歴史認識、教科諸問題に見られるように、日本関係の歴史問題になると、感情を露にした厳しい姿勢が見受けられるが、そこに「国恥」をあえて記念日とした思いが、政権は変わっても中国の戦線・戦後を一貫した対日観が感じられるのである。

2. 日本の「国恥記念日」認識

1) 戦前期の記述

戦前期における日本の「国恥記念日」認識は、昭和12年(1937)発行された『東洋歴史大辞典』が、極めてコンパクトに紹介している。(1)

「コクチキネンビ 国恥記念日 支那が外国と事を構えた日。これを記念して当日は、例年全国の各学校は、一斉に休業し、デモ、講演を行って国民の排外思想の鼓吹、国家意識の昂揚に努めている。所謂二十一ヶ条問題に於ける排日を目的とする五九記念日が其當初のものとされている。初め此記念日は学生会の手によって反帝運動促進の手段とされた。後、国民政府により正式に国恥記念日として決定、その指導下に全国的に統一された。屢次の更改を経、現在においては、八件が採用されている。そのうち排日的のもの四、排英的なもの三、其他一」。

先に紹介した中央制定「革命記念日」(1929)では、「国恥記念日」が六記念日であったが、8年後に出版されたこの本では、八記念日に増加している。

ここでは、「21ヶ条問題」を契機とする5月9日のいわゆる「五九国恥記念日」が、中国における最初の「国恥記念日」であったこと。当初、学生達の反帝運動の手段として使われていたものが、国民政府によって正式な記念日として定められた、と解説し以下の八記念日が紹介されている。

1月28日(昭和7年=1932)(上海事件)

5月3日(昭和2=1927)(濟南事件)

5月9日(大正4年=1915)(21ヶ条問題)

時の外相加藤高明氏が時の諸懸案を一挙に解決すべく袁世凱政府と交渉、大正4年5月苟くも人類に列せんと欲せば5月7日の恥辱は此代此世あらん限り子々孫々

に伝え誓って一刻も忘るべからず、が国恥記念日の申合わせとされている。當初五七、五九共に記念日とされたが、現在五七は廃止。

- 5月30日 (民国4年=1915)(5卅事件)
- 6月23日 (民国14年=1925)(沙基街事件)
- 8月29日 (1842年)(南京條約)
- 9月7日 (1901年)(辛丑條約)
- 9月18日 (昭和6年-1931)(満州事変)

1842年の南京條約や1901年の辛丑條約も入っている。「国恥記念日」が、「屢次の更改」を経て、「八件」が採用されたとの記述に、反帝・愛国意識の醸成という視野から、歴史が見直され、計画的に「国恥記念日」が企図・制定されたものであることが理解される。解説では、「八件」の内訳は、排日的のもの四件、排英的なもの三件、其他一件とある。

「21ヶ条要求」を契機とする「国恥記念日」は、初め学生達による反帝運動促進の手段であったとあるように、学生運動が大きな役割を果たしたことがわかる。このことは、例えば上海に内山書店を開き日中交流の窓口的役割を果たした内山完造が、湖南省長沙で「大学目録」の売り歩いていた時、「打倒日本帝国主義」、「排棄二十一条」、「国恥記念」という小旗を持った学生達のデモとすれ違った思い出を「花甲録」に書いていることから、当時の「時代の雰囲気」を知ることができる。

次に、昭和17年(1942)に発行された藤田親昌の編になる『支那問題辞典』では、袁世凱の「帝政運動」との関係で次のように記述されている。

「1915年1月有名な21個条問題が袁と大隈内閣との間に開かれた。袁は、戦うより寧ろ国内の反対党と戦う決心を固めて、日本の要求を承認した。この條約は、国辱的外交であるとして強く支那民衆を刺激し、最後通牒を發した日と回答を送った日を5・7、5・9の国恥記念日と定められた位である。」

(2)

日本と戦うことより、中国国内の「反対党」と戦う決心をして「21ヶ条要求」を受諾した、とある。袁世凱と、それに反対する孫文などの反対党の対立の構図が、そこに表れている。図式化すれば、「反対党」対「袁世凱・日本政府」的な図式となり、必ず

しも袁世凱と孫文などの反対党とが、結束して日本に抵抗したわけではない。つまり、「袁世凱・孫文」対「日本」ではなく「袁世凱対日本」、「孫文対日本」、「袁世凱対孫文」の構図である。「国恥記念日」が、当初、反袁世凱の意味を込めたスローガンの側面を持ったものといわれる理由も、当時の国内事情を反映した見方であったのであろう。

袁世凱に対する反発が強かったのは、袁が1913年10月に大總統に就任するや、11月には国民党の解散と同党所属国会議員の議員資格剥奪を命令したり、翌14年1月には国会を廃止し、5月には臨時約法(暫定憲法)に変わるものとして大總統権限を強化した中華民国約法(新憲法)を制定するなど一連の独裁政権強化策の流れを見れば、容易に理解される。この反袁世凱運動は、「21ヶ条要求」を受諾後、袁世凱が皇帝になる「帝政」復活の動きが現実味を帯びたことによって一層強いものになっていく。こうして、袁世凱は3ヵ月というつかの間の皇帝となり、国号を中華民国から「大中華帝国」に、年号を「洪憲」とした。

袁の帝政復活に対する国民の怒りは強く、広東省、広西省、四川省、湖南省、浙江省、陝西省などが、相次いで独立を宣言する事態となった。結局、この騒動は、1916年3月に帝政の取消しがあり、6月に袁世凱が逝去したことによって終焉した。同時に、中国の抗日運動の高まりと共に、八つの「国恥記念日」から、日本にターゲットを絞った「21ヶ条要求」の「59国恥記念日」に収斂され、救国・抗日運動の象徴となっていった。

2). 戦後の「国恥記念日」認識 八記念日から一記念日へ

戦後になると、日本の国語辞書、中国語辞書、教科書など幅広く中国の「国恥記念日」が取り上げられるようになった。ただし、戦前に紹介された「八つ」の国恥記念日ではなく、「21ヶ条要求」に関連した「国恥記念日」を、戦前の日中関係の「象徴」と捉えている点は、国民党の認識と軌を一にしている。

第1に、国語辞典関係の記述では、日本を代表する国語辞典である岩波書店の、新村出編『広辞苑』が、

第1版(昭和31年4月10日発行)から現在の第5版まで継続して「国恥記念日」を記載している。第1版は次のようになっている。

「こくち【国恥】 国家の恥辱。国の恥。 きねんび
[国恥記念日] 中華民国国民政府で、外国から恥辱を蒙ったとしてこれを記念した日。5月9日(大正4年、二十一箇条問題)をその日と定めたのに始まり、満州事変を記念する9月18日に至る八記念日があった。」

これで見ても分かるように、昭和31年発行の第1版では、かなり詳しく「中華民国国民政府」が定めたことが強調されている。これは、昭和29年に国民党に勝利した中国共産党が、中華人民共和国の成立を宣したばかりの時期であり、古い時代と一線を画す意味があったのであろうか。また、国民政府時代、八つの「国恥記念日」があったことが記述されている。この八記念日というのは、先に紹介した『東洋史辞典』の数と符合する。しかし、昭和44年の『広辞苑』第2版になると、次のように、表記が簡略化されたものになっている。

「こくち【国恥】 国のはじ。国家の恥辱。国辱。 きねんび
[国恥記念日] 外国から恥辱を蒙ったとしてこれを記念する日。中華民国で、一九一五年の二十一箇条問題を記念する五月九日の類。」

となって、八記念日は、「類」の中に省略されている。また、「大正4年」は、「1915年」と西暦表記に変っている。ただし、「類」の文言から他の7つの記念日を類推することは難しい。ここでは、「21ヶ条要求」に関わる「国恥記念日」だけに照準が合わされて紹介されるようになっている。

さらに、『広辞苑』の第3版(昭和53年発行)では、次のように変っている。

「こくち【国恥】 国のはじ。国家の恥辱。国辱。 きねんび
[国恥記念日] 外国から恥辱を蒙ったとしてこれを記念する日。中華民国で、一九一五年の二十一箇条要求を最後通牒で受諾した五月九日

を記念する類。」

内容的には「二一カ条」を「二十一カ条」に表記を変え、「最後通牒で受諾した」という表現が新たに加わっている。単に受諾したのではなく日本側の「最後通牒」が強調された内容となっている。第3版のこの表現は、第4版、最新の第5版まで同じ表現となっており、定着している。こうした、第1版からの微妙な表現の変化が、どのような考え方のもとに改められたのか、は窺い知ることはできない。

『広辞苑』以外の日本の辞典類で「21ヶ条」問題に関連した「国恥記念日」に言及しているものとして、小学館の発行する村松明監修の『大辞泉』がある。その第1版(新装版第1刷、1995年)では、次のように記述されている。

「こくち【国恥】 国が受けたはずかしめ。また、国のはじ。国辱。 きねんび【国恥記念日】 外国から恥辱を受けたとしてこれを記念する日。特に、中国で、一九一五年の日本の対華二十一箇条要求を承認した五月九日。」

中華民国ではなく、「中国」とし「二十一箇条要求を承認した五月九日」に限定している。「特に、中国」と例示されているが、どこか外の国にも「国恥記念日」が存在しているという意味かどうか、それは分からない。

第2に、日本で刊行されている「中国語辞書」類(日中)では、鐘ヶ江信光『中国語辞典』(大学書林、1987年)が、次のように記載している。

「五九記念」=5月9日(1916年の「国恥記念日」(山東及び滿蒙に関する日本の21箇条要求に袁世凱が調印した日。「五七節」=1916年5月7日日本が二十一ヶ条の要求を突きつけた日=五七記念)」

「五七」と「五九」の二つの記念日を載せているが、その年については1916年とされている。これは、1915年の校正ミスであろう。

また、愛知大学中日大辞典編纂処編『中日大辞典』

(大修館書店刊行 1987 年)は次のように説明している。

「五七記念」=「五七記念」「五七節」日本政府からの 21 箇条要求の記念日：1915 年 5 月 7 日、日本政府が最後通牒を發して、21 箇条の要求を袁世凱政府に迫り、袁政府は 5 月 9 日にこれに調印した」

とあり、「五七記念日」に重点を置いた見出しを採用し、説明文中で、調印された日付として「五九」を記述している。

この他の中国語辞典類、例えば香坂順一編著『現代中国語辞典』(光生館、1989 年)や商務印書館版・縮刷版『日漢辞典』(大安、1964 年)あるいは語学辞典ではないが、岩波書店の『岩波現代中国事典』(岩波書店、1999 年)には、「国恥記念日」に関する見出し項目はみられない。

第 3 に、中学教科書教科書に記載されている「国恥記念日」は、何れも「21 箇条要求」との関連で、記述されている。筆者の調べた教科書では、1953 年(昭和 28 年)のものが、最も古く、現代に近くなるほど扱う教科書が多くなっている。具体的には、次の通りである。

「あまりにもひどい条約を結ばせられた中国は、条約を結んだ日を「国恥記念日」と定めるなど、日本人への感情はしだいに悪化し排日・抗日運動を展開するようになりました。」(フエック書院『中等日本史』1953 年、本文に記載)

「中国人は、この要求を受け入れた 5 月 9 日を国恥記念日と定め、排日、抗日の運動はこれから急に高まるようになった。」(山川出版『人間と社会』1954、本文に記載)。

「このことは、中国人のわが国に対する感情をひどく悪くしてしまい、この要求を受け入れた 5 月 7 日を国恥記念日ときめ、排日や抗日の運動がこれから急に高まるよ

うになりました。」(帝国書院『中学社会 日本と世界(下)』1955、本文に記載)

「中国はこの要求を承認した日を国恥記念日と定

め、年々排日運動を行なうようになった。」(日本書院『日本と世界の歩み—中学生の社会—』1962 年、注記に記載)

「日本は 1915 年 5 月 9 日、ヨーロッパ諸国が戦争に全力をそそいでいるすぎに、軍事力を背景として中国にせまり、日本人顧問を採用する条項を除く要求の大部分を認めさせました。これを知った中国の民衆は、この日を国恥記念日として激しい排日運動を起こし、中国の民族主義はいっそう高まりました。」(大阪書籍『中学社会 歴史的分野』1997 年)

「しかし、中国の国民は、日本のこのような帝国主義的な進出に多いに怒り、排日、抗日運動が全国的に広がった。そして、要求を出した 5 月 9 日を国辱記念日として、年々反日運動を行ない、これから両国の関係はだんだん悪くなっていった。」(大修館書店『人間と歴史』1998、本文に記載)。

第 4 に、高校教科書では、以下に示すように、中学の教科書より「国恥記念日」が、より多く採録されている。記述説明は、中学教科書とそれほど違ってはいない。

「二十一カ条の要求に対する中国国民の反感は非常に強く、日本の最後通牒により、政府が要求を受け入れた 5 月 9 日を「国恥記念日」とした。」(山川出版、『新詳説日本史』1988 年、注記、索引に記載)

「中国はこの日を国恥記念日とし、排日運動は、全国に広がった。」(日本書籍『新版 高校日本史』1994 年、本文に記載)

「要求を受諾した 5 月 9 日は中国の国恥記念日とされ排日運動の出発点となった。」(実教出版『日本史 A』1994 年、注記、索引に記載)

「中国はこの日を「国恥記念日」とし、抗日運動が強められていった。」(三省堂『明解日本史 A』1994 年、本文に記載)

「袁政権が要求を受諾した 5 月 9 日は、中国では国恥記念日とした。」(桐原書店『新日本史 B』1998 年、注記、索引に記載)

「最後通牒の回答期限の 5 月 9 日は、中国の「国恥記念日」とされ、排日・抗日運動をおおる結果となった。」(東京書籍『日本史 A』1998 年、注記に記載)

3. 中国における「国恥記念日」の制定と統廃合

「国恥記念日」が、中国民衆の声から始まったことは、明白である。例えば、「申報」は、21ヶ条要求の受諾から6日後の、5月15日号で「交渉終結後の北京各界の状況」という記事を載せ、抗議自殺した学生の話、軍人の痛言、一般の心理などを紹介し、「国恥の記念」という中見出しで、「北京の商業界の某某数人は、各界を連合して五七会を発足し、永遠の記念としよう」としている。この会の組織は、国恥を記念し民心を奮い起こすことを目的とし、毎年5月7日に記念会を開いて忘れぬことを示し、毎月7日に例会を開く」とこととした、という動きを紹介している。

日本の中学・高校の教科書を見ても分かるように、日本での「国恥記念日」認識は、「21ヶ条」に関する「1915年5月9日」が中心であり、どの教科書も「中国はこの日を国恥記念日とした」と記している。1915年当時、民衆が国恥記念日と申し合わせたのは、事実であろうが、教科書のように「中国はこの日を国恥記念日とした」となると、正式な国の記念日として制定されたことを意味する。それでも疑問は残る。

第1に、何時、「59国恥記念日」が、正式な国の記念日となったのか、ということである。先に紹介した「東洋史大辞典」では、「国民政府により正式に国恥記念日として決定」と記述されているから、制定者が国民政府であることは間違いなさであろう。しかし、それが何時のことであったかは、記されていない。

入江啓四郎・大畑篤四郎共著の『重訂 外交提案要』は、「国辱記念日」としての国の決定を民国19年(1930)7月10日としている。そして、その経緯を次のように紹介している。

「国民政府時代に制定された「革命記念日簡明表」(民国19, 1930.7.10, 第3期中 央第100次常務会議通過, 7.31, 国民政府訓令直轄各機関第435号)の第1類「国定記念日」には、「五九」国辱、すなわちこの日を袁賊(袁世凱)の売国行為による国辱記念日として掲げた。」⁽¹⁾

ここでは、「国恥」でなく、「国辱記念日」が使われ

ている。注目されるのは、決定された年月日が、1930年7月10日となっていることである。「21ヶ条要求」の受諾は、1915年5月9日である。その間、15年の隔りがある。決定したのは、国民政府の第3期中央第100次常務会議となっており、国の記念日制定が常務会議の権限であったことが示されている。

(注:「国恥記念日」制定の日について、『記念節日手冊』は、「59国恥記念日」を1930年5月20日第5期第146常務会決定とし、中央制定『革命記念日』は、1929年7月1日中央第20次常務会通過としている。本稿では、決定方法が詳細に説明されている『重訂 外交提案要』の1930年7月10日説によった。)

第2に、何故、「国恥記念日」が、1930年になってから国の記念日に定められたのであろうか、という疑問が湧く。「国恥記念日」という名称は、それまでも頻りに使われており、国民の間に定着していた記念日であった。それが、15年もたってから改めて国の記念日に決められたのである。そこに、抗日・愛国路線を国是と定めた国民党政府の政治的決断が、あったのではないかと、思われる。

第3に、国民政府が制定した、ということである。日本の感覚では、国の記念日は国会で制定されるのが常道である。国民党の政権が、国の記念日を決定することは、軍隊も「国軍」ではなく中国「国民党軍」であり中国「共産党軍」であったことを考えれば、「党は国家である」という「党拳体制国家」の意思決定システムが、そのようになっていることであろう。また、15年経って、改めて国民党が、「国恥記念日」を国の正式な記念日に決定したのは、国民党の政治的主導権が、北伐を経て確立されたことを内外に宣明し、併せて国民意識の統合をそれによってはかり、政権基盤を確立する狙いもあったということであろう。

第4に、入江・大畑は、「国恥記念日」が、袁世凱の「売国行為による国辱記念日」として、「五九国辱」が掲げられたと指摘していることの意味である。現在では、「袁世凱の売国的行為」による記念日ということより、日本の要求行為に対する「国恥記念日」

として、直接、日本に向けられた非難の記念日であるとのニュアンスが強い。私自身も、そのように理解していた。

孫文など反袁世凱の動きが活発であった当時の中国の国内政治の側面から考えれば、第1義的には、中国人の怒りを「21ヶ条」を受諾した責任者である袁世凱に向け、袁世凱の野望を砕く意図があったとも、理解される。もし、日本に対する批判を第1義として「国恥記念日」の運動が起きたとすれば、「中国国民・袁世凱政権 vs 日本政府」の図式となり、論理的帰結として、中国国民と袁世凱がともに手を携えて、日本に抵抗するという事になったはずである。事実、革命党の一部から、革命運動を一時停止し、挙国一致で日本の要求に反対する動きもあった。しかし、孫文らは、それでは帝政をもくろんでいた袁世凱の野望を認めることになると考え、同調せず革命運動の停止はしなかった。(2)

従って、基本的に排日・反日の底流があったことは間違いないが、当面の敵として、まず袁世凱の売国行為への攻撃という形を取って、袁世凱を打倒し、次に日本を打ち破るという流れであったと思われる。「15年の歳月」には、そんな意味もあったのではないだろうか。

第5に、この「五九国恥記念日」は、いつまで記念日として掲げられたか、ということである。中国の教科書には、この「五九国恥記念日」は、取り上げられておらず、過去のものとなっているようである。小島晋治編著の『中国の歴史』(世界の教科書シリーズ2「中国小学校教科書」、明石書店、2000年10月)をみても、「21ヶ条」問題や「国恥記念日」に関する記述はない。

では、5月9日の「国恥記念日」は、いつまで存在したのであろうか。台湾の近代中国社の『中国現代史辞典』(1987)は、次のように記している。

「袁世凱政府は、ついに屈服し、5月9日「21ヶ条」を承認することとした。ここにおいて、中国最大の国恥であることから「五九国恥」と称した。北伐統一の後、国民共同の努力は、不平等条約の取り消しにむけられ、国の恥をそそぐため、国恥記念日と定めた。抗戦時期に至って、この国恥記念日を7月7日の抗戦建軍記念日に合併し、もって今次抗戦

の国恥をそそぐ強い精神を養う目標とした。抗日戦争は、最後には勝利し、国の恥をそそぐことができた(劉世昌)」(4)

これによれば、北伐統一後に不平等条約取消しのために「国恥記念日」が定められ、抗日抗戦時期に「国恥記念日」は、7月7日の「抗戦建軍記念日」に合併されたというのである。しかし、抗日抗戦時期だけでは何時の「抗戦建軍記念日」だったかが特定できない。

その後、東洋文庫で所蔵の『記念節日手冊』(5)のなかに、次のような記述のあることを見つけた。

「毎年五月九日、特定为国恥記念日。29年5月2日、第五届中央執行委員会第146次常務會議決、五月九日国恥記念日。併入7月7日抗戦建軍記念日舉行。」

つまり、民国29(1940)年5月2日の第5期中央執行委員会第146次常務会で「国恥記念日」が7月7日の「抗戦建軍記念日」と合併された、というのである。

これによれば、5月9日の「国恥記念日」は、1930年7月1日から1940年7月6日までの10年間、独立した記念日として存在したことになる。なお、『記念節日手冊』でも、「封建軍閥が、帝国主義者と結んで、国の權益を売った」と、袁世凱にも鋒先を向けている。

以上に見たように、「五九国恥記念日」は、中国国民の帝国主義や不平等条約撤廃等に反対する象徴的記念日として、抗日運動達成を主導する国民党の宣伝手段としての役割を果たす一面を持っていたことが理解される。このことは「国恥記念日」を含む「革命記念日」関係の発議・報告が、国民党「中央宣伝部」によって行なわれていたことを見ても、理解されるのである。従って、国民党から見て、その役割が終わったと見なされれば、記念日も終了することになる。「五九国恥記念日」が意外に短かった理由と「国恥記念日」が中国共産党に継承されなかった理由も、それで判然とする。要するに「59国恥記念日」は、中華民国(国民党)が定めたものであり、中華人民共和国(中国共産党)が定めたものではないということである。

ちなみに、現在の記念日については、『中国児童知識百科全書 第4巻』の「我国主要記念日」によると、11の記念日が記されているが、「国恥記念日」と命名されたものはない。

かつてのように、抗日、政権奪取に燃えてのギラギラするような記念日はなく、国際的な記念日が入って、政権党としての中国共産党、中華人民共和国の落ち付きを感じさせるものとなっている。

むすびー

これまで、「国恥記念日」の制定と統廃合された経緯等について、その歴史を辿ったが、その制定から統廃合までを通観して分かることは、「国恥記念日」が、政治的な抗日国民運動の一つであったということ。公式的な記念日として存在したのは、およそ10年程度で、1940年7月には、その役割を終えて国民政府の正式な記念日からは消えていたということである。従って、1949年成立の中華人民共和国が「国恥記念日」に言及していないのは、時代の流れからみても当然であった。政治的主導権を取った中国共産党（毛沢東）にとって必要なことは、国民党的な「国恥」意識的発想ではなく、共産党的な革命思想に裏打ちされた民族主義であった。

また、戦後になって、中国では使われない「国恥記念日」が、日本の教科書に取り上げられるようになったのは、日本の敗戦によって、日本軍等の中国での行為が東京裁判によって裁かれ公になったこと。そのことが戦後の日本人に影を落とし、中国に対する「反省の視点」が入り、戦前の不幸な近代日中史の説明として、加害者である日本の「21ヶ条要求」と被害者である中国の「国恥記念日」を対比させることによって、過去の歴史をいっそう際立たせる「象徴」としての役割を果たしている、と考えられる。日本以外の国も関係する他の「国恥記念日」が消去され、「21ヶ条要求」の「国恥記念日」のみが、今なお教科書等で取り扱われる理由もそのあたりにあるように思われるのである。

「国恥記念日」を生んだ近代の日中関係に、相互認識の大きな「ギャップ」があったことは否定できない。しかし、だからといって、両国の国民が、お互いを無視したかといえ、決してそうではない。相

互理解の努力は、日清戦争以降、本格化したとも考えられる。例えば、香港中文大学の譚汝謙による、1660年から1978年の300年間の両国書籍翻訳状況調査を見ても明確である。1660年から1860年までの200年間に中国語書籍から翻訳された日本語書籍は109冊、日本語書籍から翻訳された中国語書籍は僅かに4冊であった。それが、日新・日露戦争後の1912年から1937年の25年間では、中国語書籍から翻訳された日本語書籍は802冊、日本語書籍から翻訳された中国語書籍は、1,759冊になって日中の翻訳書数の逆転現象と情報交換の飛躍的増加があったことが示されている。1660年から1978年の300年間の合計では、中国語書籍から翻訳された日本語書籍は3,335冊、日本語書籍から訳された中国語書籍は5,765冊で、その99%以上は1896年以降であった。⁽¹⁾

また、中国の将来を憂えた多数の若者たちが、西洋文化を取り入れ急速に発展した日本を留学先を選ぶようになり、この時期5千人を超す中国留學生が、日本で学んでいたといわれる。「21ヶ条」関係の両国の新聞報道を見ても、大変な量の情報が流されている。当時、上海だけでも日本人は、1万人余を数えており、現在に劣らないほどの日常生活を通しての情報交流があったと考えられる。しかし、情報量の増加や交流の緊密化が、全て相互理解に資するとはかぎらない。緊密化し理解が深まると同時に、対立がいっそう激化することもある。

日本とアメリカという民主主義国家間でも双誤認識の「ギャップ」がある。まして、政治・社会体制の異なる国家間で「ギャップ」があるのは、当然である。最近の事例でも、検定の済んだ日本の教科書に対する抗議が、それをよく示している。

重要なことは、「国恥記念日」を生んだ歴史を乗り越えて、相互の信頼関係をどう深めていくか、である。

戦前も、戦後も、国家の政治的意思が、日中両国民の相互認識に大きな影響を与えてきた。国民相互の自由闊達な相互交流を、国家の、あるいは国際的な政治的環境が阻んできた時代もあった。中華人民共和国が誕生して、日本との国交が回復するまでに20年以上の歳月が経過したことを例示すれば、その

ことは明白である。しかし、21世紀を迎え、情報通信技術の進展によるインターネットの発達、日中間の双誤認識の在り方にも大きな変化を与えている。国家の政治的意思や思惑とは別に、個人と個人のネットワーク領域が、大きく広がり、ますます重要性を増している。新しい情報環境や経済文化の交流強化によって、新しい時代の日中関係を築くためには、相互の国民的理解な努力によって、人間的信頼関係によって、どれだけ「ギャップ」を埋めることができるか、にかかっている。

最近、フジテレビで中国人留学生の日常生活を追ったドキュメンタリー番組「私の太陽」が放映された。3部作で「若者たち」という前作も見たが、何れも素晴らしい出来栄で心打たれる人間ドラマであった。観る者の気持ちの中に素直に入ってくる人間的な共感の数々は、彼等が、日本という異国で、自分の足で立ち、一人の人間としての「自分」を見つめる生き方の素晴らしさから来るものだろう。そこには、政治的な発言は、どこにもなかった。何より、それらの作品が、張麗玲という一人の女性の熱意によって生まれたことに、大きな感銘を受けた。

特別な道具立てがあるわけではない。中国人留学生が、日本という異文化のなかで、苦しみ悩みながら成長し、それぞれの夢に向かってひたむきに努力する姿が、温かく、丹念に描かれている。今を生きる彼等は、挫折を味わいながらも、決してそれを国家や他人のせいにはしていない。「生きることの意味を、日本での留学生活で知った」とインタビューに答えた中国の青年の顔は、清々しく、自信に満ちていた。中国の国内テレビでも放映され、大きな感動を人々に与えたという。日本人を「個」としてではなく、過去の日本イメージと重ねあわせて理解す

る中国の人達にとっても、中国人ディレクターの目を通して接する普通の日本人の「個」としての姿が、新鮮な驚きを与えたようだ。それは、何だ、日本人も我々と変わらないじゃないか、という共感に基づく人間観に違いない。それ程に、普通の日本人の姿が、中国国内で知られていない、ということかもしれない。

かつて「国恥記念日」を持った中国。今、「国恥記念日」を教科書で伝える日本。決して単純ではない交流の歴史を持った両国が、新しい世紀に際会してどうあるべきか、何をなすべきかについて、張麗玲のドキュメンタリー番組は、重要な視点をわれわれに示唆している。

(了)

(1)『東洋歴史大辞典 第3巻』(平凡社 昭和12年6月23日初版 215ページ)

(2)藤田親昌『支那問題辞典』(中央公論社、昭和17年)345ページ

(1)入江啓四郎・大畑篤四郎共著『重訂 外交提案要』(成文堂刊、1992年)237ページ。

(2)久保田文次「袁世凱の帝政計画と21ヶ条要求」(「史艸」20号、1979年)97ページ

(3)『中国現代史辞典』(近代中国出版社、民国76年(1987)) 75ページ

(4)『紀念節日手冊』(独立出版社(上海)中華民國7年(1948))

(1)譚汝謙『日本訳中国書総合目録』(中文大学出版社、1981)46ページ